

松山市における「一日公正取引委員会」の開催について

令和7年11月17日
公正取引委員会事務総局
四 国 支 所

公正取引委員会は、地方事務所等所在地以外の都市における独占禁止法、下請法等の普及啓発活動や相談対応の一層の充実を図るため、地方事務所等所在地以外の都市において、「一日公正取引委員会」を開催しています。

四国支所では、本年度は、下記のとおり、松山市において、「一日公正取引委員会」を開催することにしました。

記

1 日 時 令和8年1月14日（水）10時30分～16時30分

2 場 所 リジェール松山
(松山市南堀端町2番地3 JA愛媛8階)

3 内 容 (別紙1参照)

- (1) 入札談合等関与行為防止法研修会
- (2) 取適法基礎講習会
- (3) フリーランス法説明会
- (4) 相談コーナー
- (5) 学生向け業務説明会 (別紙2参照)

(注1) 上記3(1)の「入札談合等関与行為防止法研修会」を除いて、どなたでも参加可能です。

(注2) 上記3(4)の「相談コーナー」を除いて、カメラ撮影及び傍聴取材が可能です。
取材を御希望の場合には、事前に下記の問い合わせ先まで御連絡ください。

(注3) 独占禁止法教室を別途開催します（詳細は後日発表予定）。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 四国支所 総務課
電 話	087-811-1750 (直通)
FAX	087-811-1761
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/regional_office/shikoku/